

福島県協同農業普及事業の実施に関する方針

福 島 県

令和2年9月

目 次

方針策定の趣旨	1
第1 普及指導活動の課題	2
〔視点1 ひとつづくり〕	
1 地域農業をけん引する競争力の高い担い手の育成	2
(1) 革新的な技術を取り入れ生産力と経営管理能力に優れたチャレンジする経営体の育成・支援	
(2) 新たな担い手の確保と育成・支援	
(3) 女性農業者の能力発揮と経営への積極的参画の推進	
(4) 多様な担い手の活動支援	
2 多様な主体が参加する集落営農の確立	3
〔視点2 ものづくり〕	
1 革新的な技術の積極的な導入による産地の発展支援	4
2 収益性の高い地域農業の確立	4
(1) 収益性の高い園芸産地の育成に向けた支援	
(2) 収益性の高い畜産産地の育成に向けた支援	
(3) 収益性の高い水田農業の確立と持続的な発展に向けた支援	
3 気候変動への対応	5
4 消費者、農業者双方に魅力のあるものづくり支援	5
(1) 安全・安心な農産物の生産に向けた支援	
(2) 環境と共生する農業の推進	
(3) ニーズに対応した生産・流通体制の強化	
(4) 知的財産等を活用した特色ある産地の育成	
〔視点3 地域づくり〕	
1 地域資源を活用した地域産業の6次化の支援	6
2 人口減少社会における過疎・中山間地域の持続的な発展支援	6
(1) 地域農業の維持・振興に向けた取組に対する支援	
(2) 効果的な鳥獣被害防止対策への支援	
3 農村を支える多様な人材との連携による地域づくり	6
〔視点4 震災対応〕	
1 東日本大震災からの復興・再生及び原子力災害対策への取組に対する支援	6
(1) 営農再開・再建に向けた支援	
(2) 安全な農産物の供給確保に向けた取組支援	
第2 普及指導員の配置に関する事項	7
1 普及指導員等の専門項目	7

2	普及指導員の配置	7
	(1) 農林事務所農業振興普及部及び農業普及所への配置	
	(2) 本庁への配置	
	(3) 農業総合センターへの配置	
3	普及指導員の在任期間	7
第3	普及指導員の資質の向上に関する事項	
1	普及指導員研修	8
	(1) 研修体系の整備	8
	(2) 研修の方法等	
2	調査研究の充実強化	8
3	普及指導員任用資格を有する者の養成	9
4	幅広い知識の習得	9
第4	普及指導活動の方法に関する事項	1 0
1	活動体制の整備	1 0
	(1) 農業振興普及部(所)の設置	
	(2) 普及指導員の活動体制及び役割	
	(3) 技術革新支援センター	
2	普及指導計画の策定等	1 1
	(1) 普及指導計画の策定	
	(2) 普及指導の対象	
	(3) 普及指導活動の実施及び評価	
	(4) 普及指導協力委員の協力による活動	
	(5) 農業普及推進懇談会の設置による活動	
	(6) 農業者研修教育の充実・強化と農業に関する教育への取組	
3	試験研究機関等との連携強化	1 3
4	関係機関・団体との連携	1 3
	(1) 農業者組織、関係機関・団体等との連携	
	(2) 各種協議会等の連携強化	
	(3) 農業協同組合等との役割分担	
	(4) 民間専門家の活用と支援	
	(5) 民間企業等との連携強化	
第5	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	1 4
1	情報収集・発信機能の充実強化	1 4
	(1) 農業者等への情報活動	
	(2) 高度・専門的な技術情報の確保	
	(3) 農業者以外への農業情報の発信	
2	農業振興普及部(所)の施設・機能の充実	1 4
3	各種行政施策の積極的活用	1 4
4	海外技術協力への対応	1 4

方針策定の趣旨

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）の規定に基づき、都道府県が国と協同して、普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的にこれらの改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図るものである。

協同農業普及事業は昭和23年の発足以来、農政の推進に資する最も基本的な手法の一つとして、戦後の食料増産に始まり、農業経営体の育成、産地の育成、農業の生産性の向上等の農政上の様々な課題に対応して実施され、成果を上げてきたところである。

近年、社会全体として人口が減少している中で、特に農業・農村においては、農業従事者や農村人口の減少、農業者の高齢化により農村の集落機能の一層の低下等の問題が顕在化している。さらには、安全・安心はもとより、機能性を始めとする栄養成分や有機栽培等の付加価値を有した農産物に対する消費者ニーズの増大、海外での我が国農産物に対する評価の高まり、持続可能な開発目標（SDGs）の設定、新型コロナウイルスなど新たなリスクの発生など、農業を巡る情勢が急激に変化している。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故は農地や森林の放射性物質による汚染、稲の作付制限、一部の農林水産物に対する出荷制限や風評による販売低迷など本県の農業・農村に深刻かつ重大な影響を及ぼしている。避難指示解除に合わせた営農再開支援や県産農林水産物の風評払拭に取り組んでいるものの、依然として震災前の状況に回復していない。

福島県では、これらの情勢に的確に対応し、本県農林水産業の復興を確かなものとするため、平成25年3月に策定した本県農業・農村振興の基本計画である「福島県農林水産業振興計画～ふくしま農林水産業新生プラン～」(以下、「県農林水産業振興計画」という。)に基づき各種施策を展開しており、農業産出額が4年連続で増加しているほか担い手の確保・育成が図られるなど一定の成果が現れているが、上記課題等への適切な対応が一層求められている。

これらの状況を踏まえ、今後の普及事業の展開に当たっては、普及指導員が有するスペシャリスト機能及びコーディネート機能を十分に発揮しながら、意欲ある担い手の育成を始め、生産・流通現場の技術革新や食の安全・安心を確保する対策、地域の特色をとらえた地域活性化、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に全力で取り組み、収益性の高い地域農業の確立や魅力ある農村づくりを推進するとともに、県農林水産業振興計画の実現に寄与していくことが必要である。

以上を踏まえ、本県における令和2年度から5か年間の普及事業の基本的方向と実施内容等を示す「福島県協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定する。

第1 普及指導活動の課題

国は、協同農業普及事業の運営に関する指針において以下の基本的な課題を掲げている。

- ① 担い手の育成・確保
- ② スマート農業の実践等による生産・流通現場の技術革新・生産基盤の強化
- ③ 気候変動への対応等環境対策の推進
- ④ 食料の安定供給の確保
- ⑤ 農村の振興
- ⑥ 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

これらの課題解決のため普及指導活動の実施にあたっては、農業者に対する支援充実・強化を図るとともに、公的機関が担うべき分野（食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動）の取組強化、先進的な農業者や試験研究機関・民間企業等との連携強化を図りながら効果的・効率的に普及指導活動を実施することとしている。

これらを踏まえ、本県の協同農業普及事業においては、普及指導員がスペシャリスト機能及びコーディネート機能を十分に発揮しながら、「ひとづくり」「ものづくり」「地域づくり」を基本的な視点とし、地域の特色を生かせる適切な範囲で、普及指導課題を設定し、効果的に取り組むこととする。

なお、避難指示区域等においては、復興の進度を踏まえ、「ひとづくり」「ものづくり」「地域づくり」の視点に加え、「震災対応」として、東日本大震災からの復興・再生及び原子力災害対策への取組に対し重点的に支援する。

〔視点1 ひとづくり〕

1 地域農業をけん引する競争力の高い担い手の育成

（1）革新的な技術を取り入れ生産力と経営管理能力に優れたチャレンジする経営体の育成・支援

本県農業を担う農業者を育成・確保するために、関係機関・団体と連携し、人・農地プランに位置づけられた担い手をはじめとした中心的な経営体の認定農業者への誘導と再認定を含む経営改善計画の策定、計画の達成に向けた支援を重点的に実施するとともに、経営の発展を促す一手法として、家族経営協定を推進する。

また、認定農業者等に対し、ICTやロボット技術、革新的な技術等を含むスマート農業の導入や農地中間管理機構による農用地の利用集積等を通じた規模拡大、さらには農作業事故や新型コロナウイルス等の感染症まん延の防止、万が一感染症が発生した場合の経営継続に向けた支援を行うとともに、補助・融資等の各種助成制度を有効に活用しながら、経営発展段階に応じ、経営の安定と所得の向上に向けた総合的な支援を行う。

さらに、法人化等を志向する経営体に対しては、福島県農業経営相談所等関係機関・団体と連携し、研修会やコンサルティングを実施し、積極的に法人化等を支援するとともに、税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング等の外部専門家を積極的に活用し、経営の大規模化、複合化、多角化等の高度な経営発展に向けた支援を行う。

(2) 新たな担い手の確保と育成・支援

新規学卒・Uターン・新規参入・定年帰農等の多様な就農形態に対応するため、各農林事務所に設置した就農相談窓口において、意思決定段階から積極的に支援するとともに、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき、就農計画の策定への助言や各種制度資金の借受相談、技術・知識の習得支援、農業経営の継承等、関係機関・団体と連携した就農後のフォローアップを綿密に行い、就農希望者の円滑な就農と経営確立を支援する。

また、増加傾向にある農業法人等の雇用就農に対応するため、就農希望者を雇用できる経営体の育成と経営発展を支援するとともに、雇用を希望する経営体との情報共有など連携を進め、雇用就農を推進する。さらに、雇用就農者が新たに独立するに当たっては、農業経営が円滑に確立できるよう、地域との良好な関係構築に向け関係機関・団体と連携を密にし、就農定着を総合的に支援する。

新規就農者の確保・育成に当たっては、農業総合センター農業短期大学校（以下「農業短期大学校」という。）の機能を十分に活用しながら、福島県農業振興公社就農支援センターなど関係機関・団体や指導農業士等地域の先進的な農業者及び学校教育との連携を強化しながら体系的かつ計画的な活動を展開するとともに、「農業次世代人材投資資金」等の国支援策の活用を促していく。

さらに、新規就農者が相互に技術・経営管理能力の研さんを図るため青年農業者組織の活動強化を支援する。なお、組織活動で得られた経験や知識により、将来、高いマネジメント能力を有した先導的な経営体となることが強く期待出来ることから、重点的に支援する。

(3) 女性農業者の能力発揮と経営への積極的参画の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、地域活動への女性農業者の参画を促進するとともに、経営方針の決定に参画し主体的に経営を担う女性農業者を育成するため、関係機関・団体と連携し家族経営協定の締結と認定農業者への誘導を積極的に推進する。

(4) 多様な担い手の活動支援

農外企業等が円滑に農業へ参入できるよう、市町村や農業経営相談所等と連携して、企業等の農業参入を支援するとともに、参入後の技術指導や認定農業者への誘導、施策・事業の活用などにより、地域農業の担い手としての育成を図る。

また、女性農業者や高齢農業者、参入企業等の多様な担い手が活躍できるよう、地域資源を活用した直売、加工、農家レストラン等の取組をはじめ、地場産業や観光産業との連携促進など地域産業の6次化による新たな起業活動を支援する。

2 多様な主体が参加する集落営農の確立

地域農業の構造改革と維持発展のため、あらゆる話し合いの場を活用した集落等での合意形成により、認定農業者等の担い手を中心とした土地利用型作物等の効率的な営農の確立を図りつつ、高齢農業者、女性農業者、兼業農家等がそれぞれの役割を持って営農に参画できる集落営農を推進する。

このため、集落での農用地の利用集積、地域の担い手、それ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した「人・農地プラン等」の実質化支援等を通して集落内の合意形成を図るとともに、「人・農地プラン」実現のために農地中間管理機構と連携を強化し「機構集

積協力金」や「農業次世代人材投資資金」等の支援策の活用を促していく。

また、東日本大震災により被災した沿岸部の各市町村においては、「経営再開マスタープラン」の作成を支援し、プランの実現に向け農用地の利用集積等に必要な取組を推進する。

さらに、集落の状況に応じた様々な形態の集落営農を育成していくとともに、集落営農が継続的に発展するためには、基本的な集落機能の維持・活性化と担い手の経営安定が必要であることから、「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」等の制度の積極的な活用を促進し、農地・農業用水等の保全、担い手の経営安定等を支援する。

また、継続的・安定的な集落の担い手として、経営規模の拡大を目指す農業者や任意組織の法人化を支援する。

〔視点2 ものづくり〕

1 革新的な技術の積極的な導入による産地の発展支援

技術革新は産地発展への転換点になり得るほか、近年頻発する気象災害の軽減を図る手段にもなることから、普及指導員はそのスペシャリスト機能とコーディネート機能を発揮し、ICTやロボット技術等のスマート農業技術、試験研究機関が開発した先端技術等や新たな品目、品種、作型等の導入を積極的に進める。

また、先端技術を活用した作業代行等の農業支援サービスも始まっていることから、先導的な農業者や革新的な技術を有する民間企業との連携を強めながら、産地のニーズにあった新たな技術体系の提案、一定規模での現地実証等により、農業者が技術革新にチャレンジしやすい環境整備に努める。

2 収益性の高い地域農業の確立

(1) 収益性の高い園芸産地の育成に向けた支援

「新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクト（以下「園芸振興プロジェクト」という。）」に定められた産地（品目）を柱に重点的に育成・拡大を支援し、高品質で収益性が高く、消費者・実需者から信頼される産地づくりを推進する。

また、経営の安定と収益の確保を図るため、地域の潜在労働力を円滑に活用できる労力調整システムや各種補助事業等を活用し、意欲ある農業者の経営の規模拡大や複合化を進める。

(2) 収益性の高い畜産産地の育成に向けた支援

地域における畜産の生産拡大を図るため、担い手の育成・確保、家畜の改良促進、生産技術の改善等について、畜産団体等と連携して地域課題の明確化と解決方策の検討を進め、畜産生産基盤の強化及び畜産産地の育成を支援する。

また、耕畜連携を一層推進し、たい肥等有機性資源の利用拡大や飼料用稲（稲WC S、飼料用米）、飼料用とうもろこし等の水田作付飼料作物等の自給飼料の生産と利用拡大を促進する。

(3) 収益性の高い水田農業の確立と持続的な発展に向けた支援

水田のフル活用は、収益性の高い水田農業を確立するとともに、国内の食料自給率を高めるために極めて重要である。このため需要に応じた生産を基本としながら、経営所得安定対策や各種施策の積極的な活用を推進しつつ、主食用米は県オリジナル品種や地域の特性を生かしたブランド米の生産や実需者と連携した業務用米の拡大などを進めるとともに、飼料用米等の非主食用米、飼料作物の作付拡大を支援する。

また、水田を活用した大豆、麦、そば等の土地利用型作物の定着・拡大及び収量・品質の向上を支援する。

併せて、地域の中核的な担い手に対し、農用地の利用集積やICT等のスマート農業技術の導入による省力化・低コスト化を進めるとともに、園芸作物等の導入推進を行い、農業経営の安定に向けた支援を行う。

3 気候変動への対応

気候変動により、近年大きな農業災害が頻発していることから、被害の未然防止や被害軽減につながる先端技術等について、産地への積極的な導入を進める。

また、災害が発生した場合でも経営が継続できるよう収入保険や農業共済制度への加入を進める。

なお、農業災害が発生した場合には、被害状況を早急に把握するとともに、各種支援事業等も活用しながら産地の早期復旧を支援する。

4 消費者、農業者双方に魅力のあるものづくり支援

(1) 安全・安心な農産物の生産に向けた支援

本県農産物の安全を確保し、消費者の信頼を得るため、放射性物質の吸収抑制対策をはじめ、農薬の安全かつ適正な使用、農作業安全等に関する助言、指導を行うとともに、これらの取組を点検、記録し可視化するGAP（農業生産工程管理）の実践を支援する。

また、農産物の緊急時放射線モニタリング等の取組を引き続き推進する。

(2) 環境と共生する農業の推進

本県の豊かな自然環境を維持し、これを次代に引き継ぐため、地域から発生する有機性資源の循環利用を促進する。

特に、家畜排せつ物は適切な管理を行うことにより有用な有機性資源となるため、畜産農家と耕種農家の連携強化による資源循環システムの構築を支援する。

また、化学肥料や化学農薬の使用低減等を図るため、持続性の高い農業生産方式の導入促進、農業者に対する意識啓発、土壌診断等に基づく土づくりを基本とした技術支援を行いながら、エコファーマー、特別栽培、有機栽培等に取り組む組織的な生産体制の確立を支援する。

さらに、農業用使用済プラスチックについて、適正処理やリサイクルが図られるように地域に設置されている推進協議会等の取組を支援する。

(3) ニーズに対応した生産・流通体制の強化

産地における生産の現状や流通販売の実態を的確に把握し、実需者や消費者の多様なニーズに対応した収益性の高い産地を育成するため、マーケティングを重視した生産及び流通・販売体制の強化を支援する。

特に、少子・高齢化やライフスタイルの変化等をふまえ、加工・業務需要や地域内流通、食品の新たな機能性表示にも対応した取組を支援する。

また、農産物輸出に対応する生産・流通技術の改善に対する取組を支援する。

(4) 知的財産等を活用した特色ある産地の育成

地域団体商標登録、ブランド認証、地理的表示（GI）保護制度、県オリジナル品種等の知的財産、有機農産物認証等各種認証制度の活用による差別化を図り、特色ある産地の育成を支援する。

〔視点3 地域づくり〕

1 地域資源を活用した地域産業の6次化の支援

地域の農産物の生産、加工・直売、農業者と量販店や外食産業、食品加工産業、観光産業との連携を推進し、地域資源を活用した地域産業の6次化による地域の活性化と農家所得の向上を図る取組を支援する。

2 人口減少社会における過疎・中山間地域の持続的な発展支援

(1) 地域農業の維持・振興に向けた取組に対する支援

農業・農村の持つ多面的機能の向上を図るため、土地利用型作物の導入、簡易放牧、特産品の生産など遊休農地の解消に向けた取組や日本型直接支払制度等を活用した集落機能の維持・強化に向けた取組を支援する。

また、地域コミュニティの維持・強化が図られるよう、新規就農者等の一貫した受入体制の構築や、多様な労働力の確保、民間等と協力した新たな地域農業・農村を維持する取組を支援する。

(2) 効果的な鳥獣被害防止対策への支援

中山間地域等で大きな問題となっている有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、関係する市町村等が行う広域的な取組や、地元の農業者が行う地域ぐるみの取組を支援する。

3 農村を支える多様な組織等との連携による地域づくり

農村地域の活性化を図るため、食と農の連携や地域食文化の継承等の食育の推進、グリーン・ツーリズムなどによる都市と農村の交流促進、農福連携の推進等必要な取組を支援する。

〔視点4 震災対応（地域の状況を踏まえて課題を設定）〕

1 東日本大震災からの復興・再生及び原子力災害対策への取組に対する支援

東日本大震災及び原子力災害の影響を今なお強く受けている地域における復興・再生に向け、実施課題を明確にした上で、体系的な支援を行う。

(1) 営農再開・再建に向けた支援

被災した農用地の復旧等の作業が円滑に図られるよう支援する。

また、農業者の意向も踏まえた市町村の営農再開ビジョン作りを支援するとともに、営農再開に向けたほ場整備を契機とした集落営農や、民間企業等の参入促進による持続的な営農体制を構築する。

さらに、現地実証研究を担う浜地域農業再生研究センターと連携し、新たな品目やICT、ロボット技術等のスマート農業技術を活用した革新的な生産・管理技術の導入により、被災農家等の営農再開・再建を支援する。

(2) 安全な農産物の供給確保に向けた取組支援

原子力災害に伴う本県農産物、飼料等の緊急時環境放射線モニタリング等の検査や必要な地域において放射性物質対策技術の適切な実施を支援する。また、GAP（農業生産工程管理）の実践など安全な農産物の供給確保に向けた取組を始め、関係団体等が行う風評払拭等の取組を支援する。

第2 普及指導員の配置に関する事項

地域農業の特性や多様化・高度化する農業者ニーズを踏まえ、また、普及指導員の専門項目、経験年数、年齢構成等を配慮しつつ、普及指導活動がより効率的かつ効果的に推進できるよう普及指導員の適正な配置に努める。

1 普及指導員等の専門項目

普及指導員の専門は、作物、野菜特産、果樹、花き、畜産の5項目とする。

なお、共通的な普及指導活動として、土壌肥料、病虫害等基礎的な農業技術指導、農産物流通及び農業労働（農作業安全、労働負荷軽減等）を含む農業経営、農村環境、地域産業の6次化、有害鳥獣対策、GAP、東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害対策に関する取組等の支援は、全ての普及指導員が実施する。

2 普及指導員の配置

(1) 農林事務所農業振興普及部及び農業普及所への配置

農林事務所農業振興普及部及び農業普及所（以下「農業振興普及部（所）」という。）への普及指導員の配置に当たっては、普及指導課題や普及指導対象者、さらには農業者の高度な要請に的確に対応するとともに、関係機関・団体及び地域のリーダー等と連携した地域農業の課題解決が図られるよう、本県農業の特性と実状及び施策目標に配慮して適正に配置する。

(2) 本庁への配置

普及事業の企画調整、高度で専門的な技術、経営及び鳥獣害対策等に関する情報の提供と普及指導員の継続的かつ体系的な資質向上、試験研究機関との連携強化、農業施策の現場への反映など、普及指導活動の総合的な支援及び先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談・支援対応を行う技術革新支援担当（「協同農業普及事業の運営に関する指針」の第3に位置づけられた「農業革新支援専門員」の業務を担う。）を本庁に配置する。

(3) 農業総合センターへの配置

農業総合センター有機農業推進室に有機農業の推進を担当する普及指導員を配置する。

また、本県農業の次代を担う農業者を育成する農業短期大学校には、専攻や研修内容等を配慮し、普及指導員を配置する。

3 普及指導員の在任期間

普及指導員の在任期間については、普及指導対象に密着した継続的な普及指導活動を行う観点から、一定期間継続して従事するよう努める。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

農業分野における技術革新や多様化・高度化する農業者のニーズに即応できる優れた普及指導員を将来にわたって確保・育成するため、普及指導員の資質向上対策が重要である。

特に、高度な技術や専門的知識を持つとともに、試験研究機関等で開発された技術を現場にあった形で組立て、実証するなど現場に密着した課題解決型の能力や、農業全般の基本的な知識や技術に加え、地域の問題を構造的に把握する能力、関係者との調整能力、施策立案や提案能力、そして、これらを総合的に発揮し、行政施策目標を達成することができる高度な能力が求められる。

このため、普及指導員個々の自主的な資質向上の取組を助長するとともに、農業支援総室農業振興課は、別に定める人材育成計画に基づき普及指導員の育成と資質向上に必要な研修体系を策定し、専門的な知識・技術を習得するための研修の実施及び国が開催する研修等への派遣を行う。

また、農業振興普及部(所)では、適切な職場研修(OJT)を実施する。

1 普及指導員研修

(1) 研修体系の整備

高度な技術レベルを有する普及指導員を継続的に育成・確保するために、普及指導員に求められる技術・経営指導力と高度な普及指導活動手法、農政課題の解決、行政施策の活用等の総合指導力及び企画・運営能力の強化などを図る研修を体系的に実施する。

なお、研修の実施に当たっては、自己研修と職場研修、県段階・国段階の集合研修を体系的に組み合わせ計画的に行う。

(2) 研修の方法等

ア 若手普及職員の技術・指導力の迅速な向上を図るため、農業総合センターでの専門技術習得研修やトレーナー(指導担当者)の下での職場研修等の充実を図る。なお、職場研修において、専門項目に関するトレーナーがいない職場にあつては、本庁に配置する技術革新支援担当、近隣の農業振興普及部(所)、農業総合センター等との連携を図って実施する。

イ 高度な専門技術力と実践的総合指導力を備えた普及指導員を育成するため、国等の研修機関・大学・試験研究機関、民間企業等への派遣研修を実施するほか、農産物流通、鳥獣害対策、東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害対策への取組等の新たな課題に対応した普及指導活動に必要な研修を実施する。

ウ 農業経営については、全ての普及指導員が対応できるよう指導力向上に努めるとともに、税務、労務、マーケティング等の基礎的な知識が習得できるよう研修の充実を図り、より高度な経営診断、経営管理指導ができる普及指導員の早期養成に努める。

エ 専門項目を変更した普及指導員については、新しい専門項目の知識・技術を早期に習得できるよう研修を実施する。

2 調査研究の充実強化

地域課題の早期解決、試験研究機関や民間企業等で開発された革新的な技術・新品種などの現場での活用等を一層迅速に進めるため、現地での実証・適応試験等による調査研究を

施する。また、調査研究で得た成果を広く提供するため、検討会や研究会等の充実に努める。

3 普及指導員任用資格を有する者の養成

意欲と能力のある普及指導員を継続的に確保するため、国が行う支援も活用しながら早期に普及指導員の受験資格が取得できるよう職員の配置に配慮するとともに、普及指導員の養成を目的とした研修を実施する。

4 幅広い知識の習得

高度な知識・技術や広い視野を有する普及指導員を育成するため、先導的経営体や民間企業、試験研究機関等との事業活動を通じた連携、試験研究機関や行政部局への異動に配慮する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動の方法は、活動体制を整備の上、地域における普及指導課題や対象の設定、関係機関・団体との連携等について、次に掲げる事項に留意し組織の総合力を発揮したものとする。

1 活動体制の整備

(1) 農業振興普及部（所）の設置

普及事業は、直接農業者に接して農業経営の改善を図るとともに、地域農業の改革を推進することから、地勢・気象等の自然条件、営農、交通条件、社会・生活圏等に配慮した適正範囲として、県内を14地域に大別し、7つの農林事務所に7つの農業振興普及部と7つの農業普及所を設置する。

また、駐在として、金山普及所及び南郷普及所の2普及所を設置する。なお、農業振興普及部（所）を農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとし、同法第12条第2項の事務を司る。

特に、農業振興普及部は、農業振興業務と農業普及業務の一体的な運営により、各農業普及所等との緊密な連携の下、迅速かつ総合的な農政を推進する機能を担う。

(2) 普及指導員の活動体制及び役割

県農林水産業振興計画の目標達成に向けた各種政策等の推進を行うとともに、地域の実態に即した効率的かつ効果的な普及指導活動を展開するため、農業振興普及部（所）に、地域農業推進課と経営支援課を設置し、併せて、本県有機農業の広域的な推進を図るため、会津農林事務所農業振興普及部と相双農林事務所双葉農業普及所、農業総合センターに有機農業担当を配置する。

また、東日本大震災からの園芸産地の再生、復興へ向けた支援を集中的に実施するため、全ての農業振興普及部（所）に園芸産地復興チームを編成する。

さらに、東日本大震災による被害が深刻な農林事務所においては、被災した農業者等の営農再開・再建へ向けて集中的な支援が必要であることから、営農再開支援チームを編成するとともに、必要に応じて町村専任担当職員を配置する。

なお、横断的な課題を効果的に解決するため、農業支援総室農業振興課と協議の上、農業振興普及部(所)に特別チームを編成することができる。(革新的な技術支援、有害鳥獣対策等)

ア 地域農業推進課

集落営農の推進、地域産業の6次産業化の支援、男女共同参画などの農村環境業務への支援、中山間地域農業の振興など、地域の農業及び農村の活性化と農業構造の改革に向けた支援を行う。

イ 経営支援課

革新的な技術等の現地実証・普及等に取り組むとともに、経営管理能力に優れた経営体の育成・支援、新たな担い手の確保・育成、環境と共生する農業の推進、産地づくりなど、生産振興と経営安定に向けた支援を行う。

なお、両課は各課の課題解決のため相互に調整・連携しながら総合的な活動を展開する。

ウ 有機農業担当

有機農業の一層の拡大や有機農産物の流通対策への支援を重点的に行う。

エ 園芸産地復興チーム

「園芸振興プロジェクト」の推進及び園芸産地の再生、復興に向けた支援を集中して実施する。

オ 営農再開支援チーム及び町村専任担当職員

津波等被災地域の営農体制の再構築、帰還農業者の営農再開及び避難先での一時就農等に対する支援を集中して実施する。

また、町村専任担当職員は、町村と連携し営農再開のビジョン作りから具現化まで重点的な支援を行う。

(3) 技術革新支援センター

「協同農業普及事業の運営に関する指針」の第5に基づく「農業革新支援センター」として、本庁に配置した技術革新支援担当等から編成する「技術革新支援センター」を充てる。

2 普及指導計画の策定等

(1) 普及指導計画の策定

農林事務所長は、農業振興普及部(所)が総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、実施方針に即し、地域農業者のニーズや市町村農業振興計画等に十分配慮し、「普及指導計画」を策定する。

普及指導計画の策定に当たっては、各農業振興普及部(所)の所管地域の実状に応じ、「第1 普及指導活動の課題」を踏まえながら、管内農業・農村の的確な現状認識と将来展望の下、効率的かつ効果的な普及事業を展開する観点から各地域で重点的に取り組む普及指導課題の設定を行う。

(2) 普及指導の対象

対象者は、経営改善に意欲的な認定農業者等の経営体や集落営農組織、各種の生産組織、経営への参画を目指す女性農業者、青年農業者、新規就農者、就農希望者、農業への参入を希望する企業や有害鳥獣対策に取り組む組織など、意欲を持って農業に取り組む農業者及び組織とするが、小規模ながらも農産物を生産し、直売、加工等を行う農業者等に対しても必要な支援を行う。

さらに、原子力発電所事故により避難等を余儀なくされた相双地方の農業者など、甚大な被害を受けながらも営農再開を志向する意欲ある農業者等に対する支援を集中かつ重点的に行う。

また、農業者自らが課題解決に取り組む上で、地域農業の発展に資する活動が継続して取り組まれるよう、地域農業のまとめ役となる集落リーダー等との連携を強化する。

なお、普及指導課題の対象は、関係機関・団体と情報共有できるよう、明確に記載するものとする。

(3) 普及指導活動の実施及び評価

農業振興普及部(所)は、農業振興上有益な普及指導活動の実施とその深化を図るため、課題ごとに指導項目、到達目標等を定め、農林事務所関係各部及び関係部局との密接な連携の下、普及指導計画に基づく効果的な普及指導活動を実施する。

また、活動記録や普及指導活動の検討会等を通じて、課題解決の進捗状況の把握に努め

るとともに内部評価を実施し、より効率的、効果的な普及指導活動の推進と活動成果の波及に努める。

農業振興課は、各農業振興普及部（所）の普及指導活動に対し、統一した観点から組織的かつ客観的な評価が受けられるよう外部評価を実施する。

なお、普及活動は、次の点に留意して実施する。

ア 高度な技術、新規作物等の実証・展示ほは、地域農業への波及効果が高い最も基本的な普及指導手法であることから、「県農林水産業振興計画」の具現化に向けて必要な調査・検証内容を掲げ、その効果的な設置、運営及び活用に努める。

イ 東日本大震災からの復旧・復興及び原子力災害対策については、市町村や試験研究機関、福島相双復興官民合同チーム等との連携を強化し、本庁に配置する技術革新支援担当や津波被害等からの農地等の復旧・復興を推進する本庁関係各課及び出先機関等と緊密に調整しながら、被災農家等の営農再開・再建や、安全な農産物の供給確保等に向けた取組を支援する。

ウ 農産物の加工技術等の指導に当たっては、県産品加工支援センター等との連携により普及指導活動を行う。

エ 各農業振興普及部（所）において、農業者等からのスマート農業等の先端技術活用に関する相談に対応できるよう当該技術を有する民間企業や試験研究機関との連携を密にしながら普及指導活動を行う。

（４）普及指導協力委員の協力による活動

農産物の加工・販売や経営管理等の関連異業種分野の専門家を普及指導協力委員として委嘱し、その協力を得て効果的な普及指導活動を推進する。

なお、普及指導協力委員の活動が計画的かつ円滑に行われるよう連絡調整を密接にするとともに、農業・農政等に関する情報の提供等を行う。

（５）農業普及推進懇談会の設置による活動

農業振興普及部（所）は、関係機関・団体、農業者、有識者等で構成される「農業普及推進懇談会」を設置し、普及課題の設定などの普及指導計画の策定、普及活動の内容、成果等について協議する。

（６）農業者研修教育の充実・強化と農業に関する教育への取組

ア 農業振興普及部（所）

青年農業者の相互研さん及び農業青年クラブの活性化を図るため、青年農業者の共通課題の取組や技術改良・経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動を支援する。

イ 農業短期大学校

実践力と優れた経営力を備えた地域リーダーとなる農業者を育成する農業経営部及び農業者の経営発展段階に応じた体系的な研修や就農希望者への実践研修を行う研修部の充実・強化を図る。

(ア) 農業経営部においては、農業総合センターの機能を生かしながら、学生の経営感覚や農業情勢への幅広い視野の習得を目指し、栽培等の実習を通じた経営管理、スマート農業等の先端技術、GAP、加工・流通・販売などの実践的教育と併せ、地域農業への理解を深め営農意欲を高める先進農家研修等により就農意欲の向上を図り、新規就農者の確保に繋げる。

(イ) 研修部においては、農業振興普及部（所）と連携して、農業者に向けた農業機械、農産加工、スマート農業などの経営発展に資する研修及び農作業安全確保などの講習

と併せ、農業体験から長期就農研修まで就農希望者等のニーズを捉えた実践的な就農研修を通じて、地域農業の発展に寄与する。

3 試験研究機関等との連携強化

現場ニーズに即応した技術開発や技術普及を迅速に進めるため、技術革新支援担当及び農業振興普及部（所）は、農業総合センター等試験研究機関の課題設定等について計画段階から目標の共有化をすすめるとともに、生産現場において農業振興普及部（所）単独では対応が困難な課題が生じた場合に、試験研究機関と協同で課題解決が図られるよう調査研究活動等において一層の連携強化を図る。

また、試験研究機関等で開発された技術の習得に努め、農業総合センターと協力し、現地実証ほ等を活用して成果を普及するとともに、現場への普及状況を把握するなど、研究成果のフォローアップ機能の強化に努める。

4 関係機関・団体との連携

(1) 農業者組織、関係機関・団体等との連携

地域農業を担う農業者が組織し、自発的な活動を行っている農業士会や認定農業者組織等と一層の連携強化に努め、効果的な普及指導活動を展開する。

また、市町村、農業委員会、関係団体の職員及び林業普及指導員との連携を密にし、地域農業振興の総合的な指導効果が発揮できるよう努める。

(2) 各種協議会等との連携強化

望ましい農業構造の実現と地域農業の発展に向けて、普及指導活動と密接に関連する地域農業再生協議会等の構成機関・団体との連携強化や役割分担を図りつつ、効果的かつ効果的な普及指導活動を実施する。

(3) 農業協同組合等との役割分担

既に広く普及し、平準化した技術の指導等は、農業協同組合等が担当することを基本とし、地域の実状に応じ役割分担を明確化した上で連携を強化する。

(4) 民間専門家の活用と支援

税務、労務、マーケティング、6次化商品開発等の農業以外の専門分野については、普及指導員が基礎的な知識を備えるとともに、税理士、社会保険労務士等の民間専門家の支援を得ることが効果的であることから、県農業経営相談所に登録している専門家を積極的に活用する。

(5) 民間企業等との連携強化

I C Tやロボット技術等のスマート農業技術の現場への速やかな導入、普及を促進するため、高い技術を持つ民間企業や大学との連携した技術体系の検討や現地実証ほの設置運営を行う。

また、農村地域の活性化や就農希望者を発掘するため、豊富な人材情報を有する民間企業や大学との交流を進める。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

多様な農政課題に対応し的確な普及指導活動を展開するため、全国的な課題の情報共有、協力等について都道府県間との連携を行うとともに、以下の活動について留意する。

1 情報収集・発信機能の充実強化

(1) 農業者等への情報活動

農業振興普及部（所）が、地域における農業情報の集積・発信の拠点として機能することが極めて重要であることから、普及指導員の資質向上と体制の整備を図り、農業者の経営革新に必要な情報等の集積に努めるとともに、情報内容の充実と効果的な情報発信に努める。

また、普及指導計画や農業施策に反映するため、農業者や地域のニーズの把握に努める。

(2) 高度・専門的な技術情報の確保

普及指導活動に必要な高度・専門的な技術情報等の確保を図るため、県ホームページやE Kシステム等の各種情報ネットワークを積極的に活用する。

(3) 農業者以外への農業情報の発信

消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりや、食材や農業・農村に関する情報需要が多くなっていることから、農業振興普及部（所）においては各農林事務所企画部と連携しながら、幅広い農業情報を発信し、消費者、実需者、児童・生徒等の農業・農村に対する理解の促進に努める。

2 農業振興普及部（所）の施設・機能の充実

農業者の高度かつ多様なニーズに対応するため、技術課題解決に必要な分析・診断機材、研修講座の開催や情報発信に必要な情報処理機材等の計画的な整備を図る。

3 各種行政施策の積極的活用

普及事業と関連の深い施策の推進に当たっては、総合的に進める観点から関係機関・団体との連携を強化し、地域の合意形成等を積極的に進める。特に、農業・農村の活性化等に関する施策については、計画の策定から完了後の実践段階まで、普及組織の役割及び普及指導活動の内容を明確にして対応する。

さらに、関係機関・団体と密接な連携を図りつつ、補助奨励事業や制度資金、収入保険や農業共済制度など各種行政施策を普及指導課題解決の有用な手段として、普及指導計画に明確に位置づけ積極的に活用する。

4 海外技術協力への対応

農業を巡る国際化が進展する中で、農業技術協力・交流の要請の増大に応えるため、海外からの農業研修生等の受入れ及び研修への協力、普及指導員の海外派遣等について、本県農業への影響に留意しつつ、適切な対応に努める。